

茨木市景観ガイドブック (にぎわい景観形成地区編)



平成24年7月
(令和6年4月改訂)

目 次

1 景観ガイドブックの位置づけ	1-1
2 にぎわい景観形成地区	2-1
2.1 景観計画区域、景観形成地区の設定の考え方	2-1
2.2 にぎわい景観形成地区の位置・景観形成の目標	2-2
3 にぎわい景観形成地区の景観形成基準	3-1
3.1 建築物	3-1
3.1.1 建築物の届出対象行為	3-1
3.1.2 建築物の景観形成基準	3-1
3.1.3 建築物の景観形成基準の解説	3-3
3.2 工作物	3-13
3.2.1 工作物の届出対象行為	3-13
3.2.2 工作物の景観形成基準	3-13
3.2.3 景観形成基準の解説	3-14
3.3 開発行為	3-19
3.3.1 開発行為の届出対象行為	3-19
3.3.2 開発行為の景観形成基準	3-19
3.3.3 開発行為の景観形成基準の解説	3-20
3.4 土地の形質の変更	3-21
3.4.1 土地の形質の変更の届出対象行為	3-21
3.4.2 開発行為等の景観形成基準	3-21
3.4.3 土地の形質の変更の景観形成基準の解説	3-22
3.5 物件の堆積	3-23
3.5.1 物件の堆積の届出対象行為	3-23
3.5.2 物件の堆積の景観形成基準	3-23
3.5.3 物件の堆積の景観形成基準の解説	3-24
4 参考資料(色彩に関する景観形成基準)	4-1
4.1 茨木市での色彩の考え方	4-1
4.2 茨木市で使用している色彩基準の色見本	4-1
4.3 周辺の景観と調和させるための方法	4-2
4.4 にぎわい景観形成地区の色彩に関する景観形成基準	4-3

1 景観ガイドブックの位置づけ

☆ 「茨木市景観計画」の解説書として作成しました。

景観ガイドブックは、「茨木市景観計画」に定められた景観形成基準をわかりやすく解説したものです。

☆ めざすべき景観づくりのイメージを共有するため、基準に示す内容を写真やイラストを用いて紹介しています。

景観形成基準は、茨木市がめざす景観を実現するために必要なルールをまとめたものです。ルールには具体的な数値基準と、景観への配慮の考え方や周辺との調和など、具体的な数値基準が示されていない定性的な基準があります。

本ガイドブックでは、行為に取り組む人々が同じイメージを共有できるように、定性的な基準の解釈の方法を中心に、写真やイラストを用いて具体的に紹介しています。

☆ 「積極的に取り入れてほしい手法」を紹介しています。

景観形成基準は、デザインを画一的に規定するものではなく、一定のルールの中で、全体として調和のとれた景観を形成することを目的としています。

区域や地区の特性に応じた「理想とする景観像」の実現のために「積極的に取り入れてほしい手法」を紹介しています。

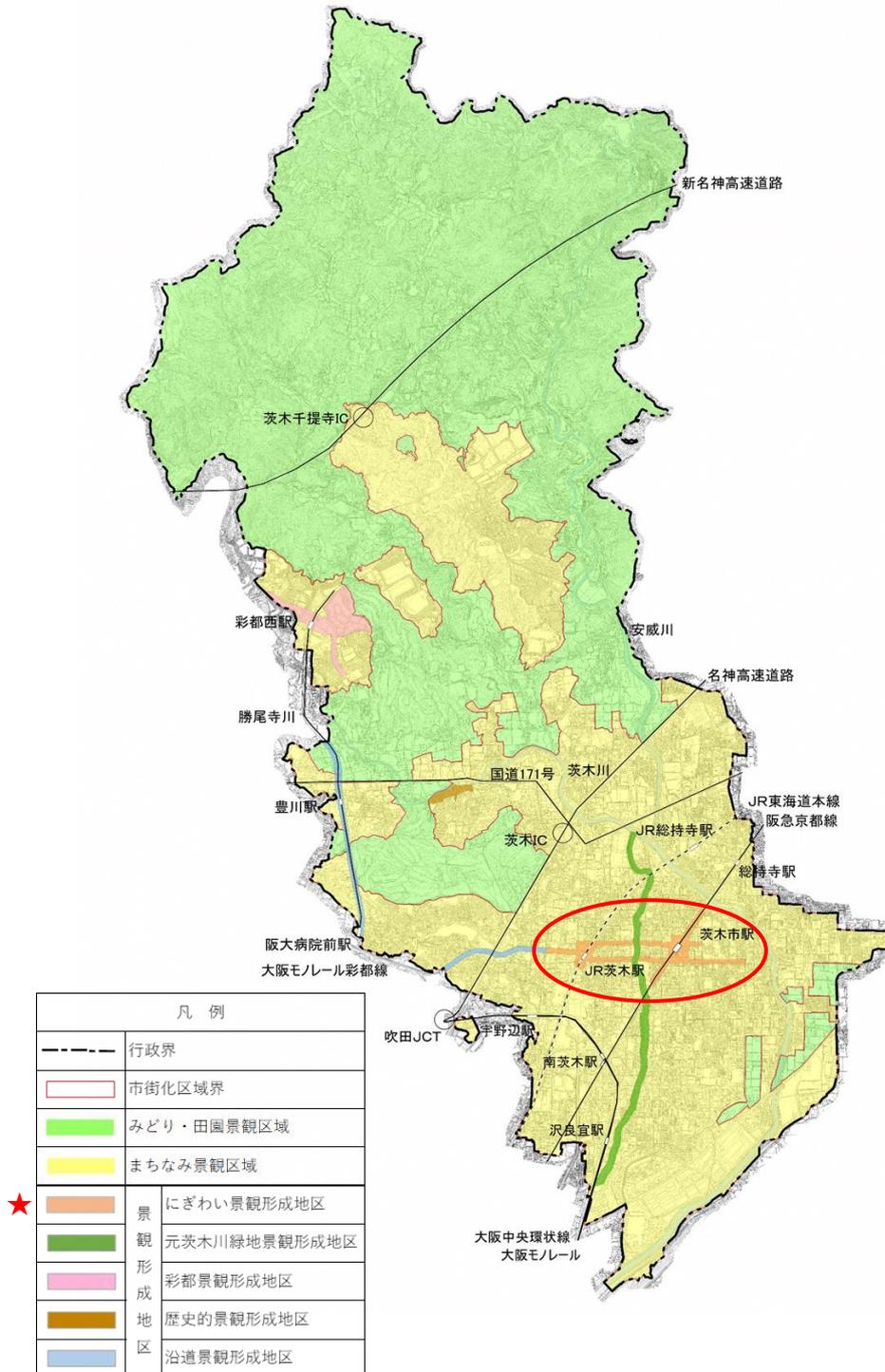
2 にぎわい景観形成地区

2.1 景観計画区域、景観形成地区の設定の考え方

茨木市では、市全域を景観計画区域とし、そのうち市街化を抑制する市街化調整区域を「みどり・田園景観区域」、市街化を促進する市街化区域を「まちなみ景観区域」に区分します。

また、景観計画区域内で、茨木市として特に景観形成を進めていきたい地区を「景観形成地区」と定めます。

図 2.1 景観計画区域位置図

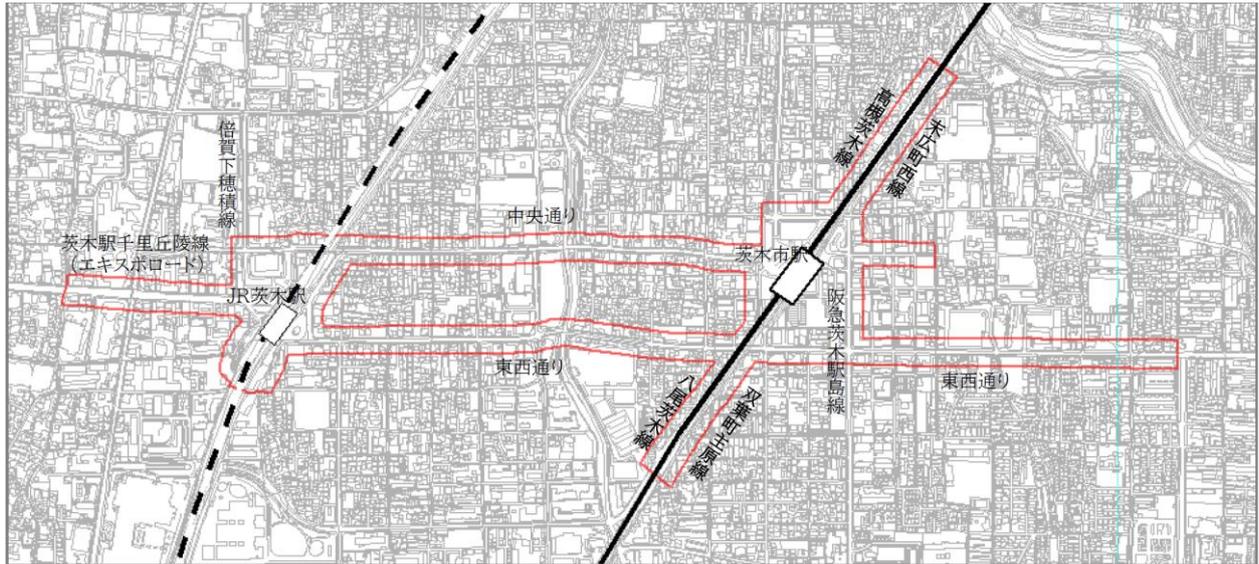


2.2 にぎわい景観形成地区の位置・景観形成の目標

本ガイドブックは、「にぎわい景観形成地区」の景観形成基準について解説するものです。地区の区域は下記のとおりで、阪急茨木市駅及びJR茨木駅周辺と、それらをつなぐ主要道路の境界線より25mの平行線で囲まれた範囲とします。

目標：『茨木市の玄関口、中心市街地にふさわしい市街地景観の形成をめざす』

図 2.2 にぎわい景観形成地区位置図



 にぎわい景観形成地区



3 にぎわい景観形成地区の景観形成基準

3.1 建築物

3.1.1 建築物の届出対象行為

建築物を新築・増築・改築もしくは移転したり、外観を修繕・模様替え・色彩変更したりする場合、届出が必要です。

3.1.2 建築物の景観形成基準

「にぎわい景観形成地区」での建築物の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.1 建築物の景観形成基準

事項		景観形成基準	解説頁
1)配置、規模、高さ		■良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。	3-3
		■駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードのにぎわい景観形成地区内）の沿道では、1階部分で道路境界より原則として1m以上の壁面後退を行い、オープンスペースを確保する。	3-4
2)形態 ・意匠	(1)建築物本体	■良好な周辺の景観と調和し、窓の庇、窓枠のラインをそろえる等、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。	3-5
		■中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。	
	(2)付帯施設	■商業施設の低層部は、通りに面して、十分な開口部を確保し、ショーウィンドーの設置や透過性の高いシャッターを設けるなどまちの賑わいに配慮する。	3-7
		■屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。	
	■外部に設ける建築設備 [※] は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。		
	■屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。		
3)色彩		■明るく賑わいの感じられる色彩（東西通りの沿道では、落ち着きの感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ■当該基準に適合しない色は各立面の1/20以下とする。 ■ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。	3-8
4)素材		■周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。	3-9
		■反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。	
5)照明		■外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。	3-10
		■商業施設の外部から視認できる照明は、電球色に近い温かみを感じられる色温度を基本とし、魅力ある夜間景観の演出に努める。	
6)外構・緑化		■行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路	3-11

	側に緑を配置する。	
	■建築物は、壁面緑化等によりうるおいある景観の形成に努める。	
	■中央通りの沿道では、まちを華やかに彩る植栽の設置等に努める。	
	■東西通りの沿道では、緑豊かな景観を形成する植栽の設置等に努める。	
	■建築物の前面に配置する駐車場等の周囲は、樹木等により緑化する。	
	■駐車場の出入口は、原則として中央通りと東西通りに面して設置しない等、まちなみの連続性に配慮する。	
	■建築物等の前面にあるオープンスペースは、歩道との間に段差を設けないように努める。	

※ 建築物は、建築基準法第2条第1号に規定する建築物。

※ 建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

3.1.3 建築物の景観形成基準の解説

1) 配置、規模、高さ

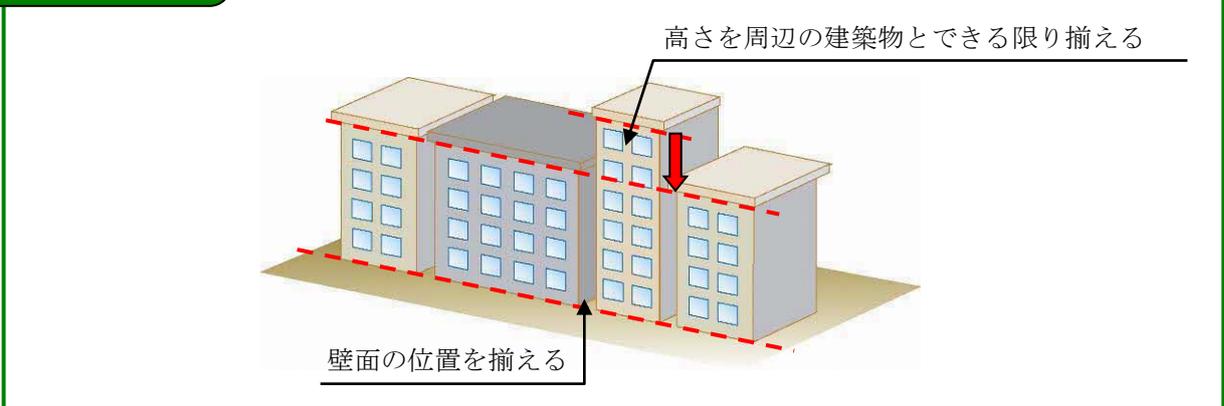
◆景観形成の考え方

- 茨木市の玄関口にふさわしい景観となるよう、建築物の配置、規模、高さが整った市街地景観を誘導します。

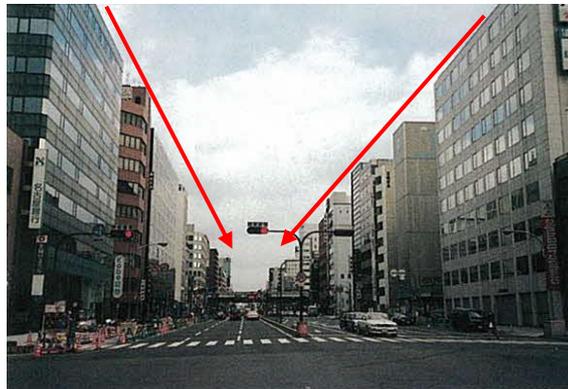
景観形成基準

- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。

手 法



事 例

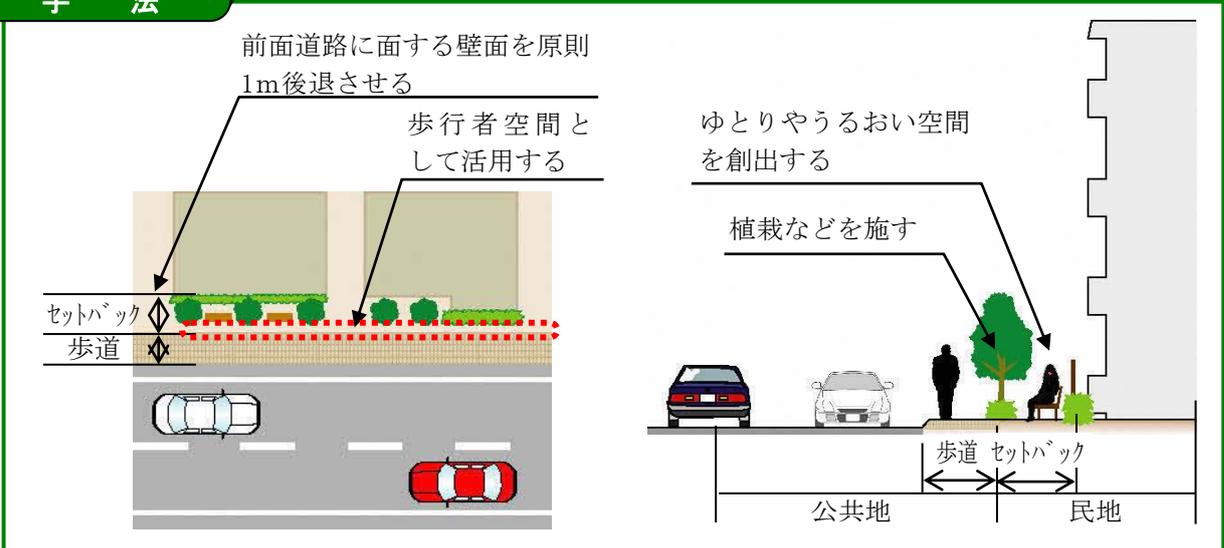


建築物の高さを揃えることで、まちなみの調和が感じられます。

景観形成基準

■ 駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードのにぎわい景観形成地区内）の沿道では、1階部分で道路境界より原則として1m以上の壁面後退を行い、オープンスペースを確保する。

手 法



事 例



壁面を後退することで、まちなみにゆとりやうるおいが生み出されます。

2) 形態、意匠

◆景観形成の考え方

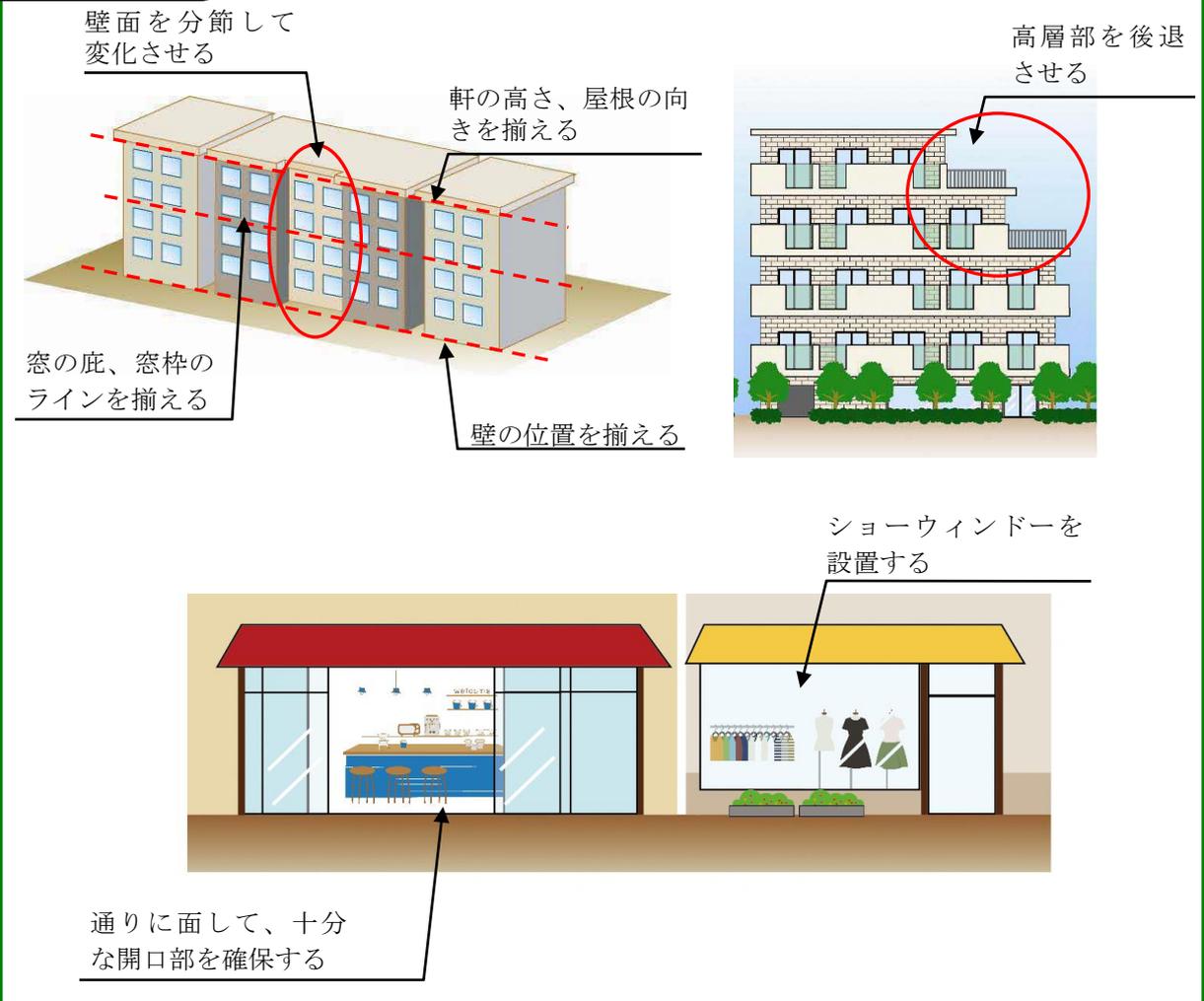
- 建築物の形態や意匠を工夫することで圧迫感や単調さを軽減させ、周辺と調和した景観を誘導します。

(1) 建築物本体の形態、意匠

景観形成基準

- 良好な周辺の景観と調和し、窓の庇、窓枠のラインをそろえる等、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。
- 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。
- 商業施設の低層部は、通りに面して、十分な開口部を確保し、ショーウィンドーの設置や透過性の高いシャッターを設けるなどまちの賑わいに配慮する。

手 法



事 例



窓の庇、窓枠のラインを揃えることで、まちなみに一体感が感じられます。



大規模建築物では、高層部を後退させることで、圧迫感が軽減されます。



ショーウィンドーを活用することで、店舗の個性が感じられます。



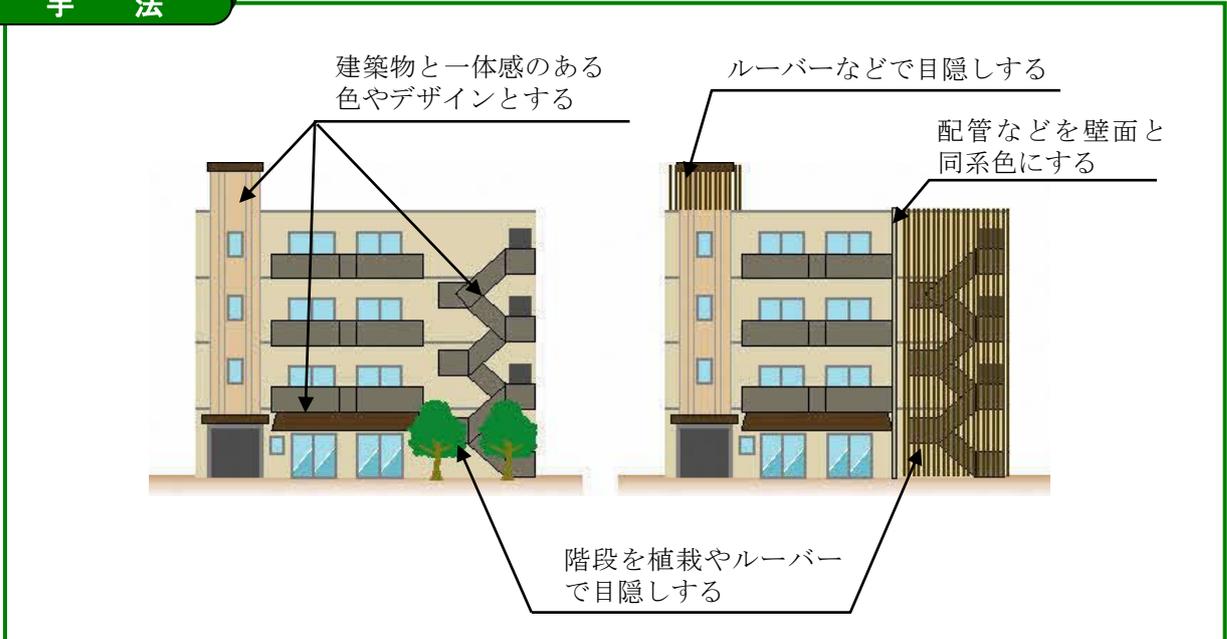
透過性の高いシャッターを設けることで、まちの連続性を創出します。

(2)付帯施設の形態、意匠

景観形成基準

- 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
- 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。
- 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。

手 法



事 例



ルーバーで目隠しすることで、付帯施設が目立たなくなります。



屋外階段を建物と一体感のある色、デザインとしています。

3) 色彩

◆景観形成の考え方

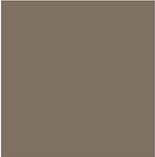
- 茨木市の玄関口にふさわしい、明るさと賑わいがありつつも、周辺の景観との調和が感じられるまちなみを誘導します。

景観形成基準

- 明るく賑わいの感じられる色彩（東西通りの沿道では、落ち着いた感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
- 当該基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とする。
- ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記 2 項の限りでない。

手 法

表 3.2 にぎわい景観形成地区のベースカラーイメージ(例)

壁 面				
				
5R8/2	5R5/2	10YR7/3	5YR6/6	5YR4/1
				
5Y8/1	10Y7/1	5BG7/1	5B5/2	10B8/1

にぎわい景観形成地区の色彩イメージ



人の目がつく低層部にアクセントカラーを用いることで賑わいを生み出します。高層部は、周辺の建物等と色彩や色調を揃えることにより、全体の調和を生み出します。

4) 素材

◆景観形成の考え方

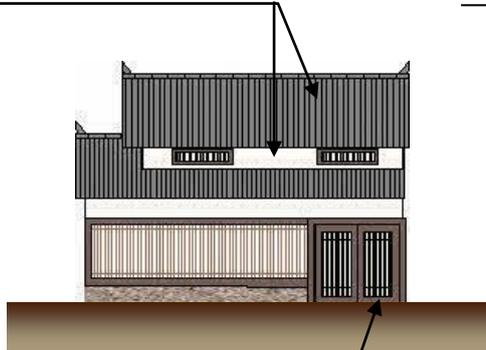
- 耐久性、耐候性が高く美しい素材や、年月とともに風合いの増す素材を使用し、周辺の景観に溶け込むようなまちなみを誘導します。

景観形成基準

- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。
- 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。

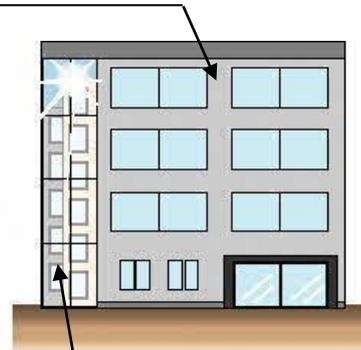
手 法

白壁や瓦など、地域の特性にあわせた素材を使用する



木材など年月とともに風合いの増す素材を使用する

耐久性、耐候性が高く経年により外観の変化しにくい素材を使用する



反射光のある素材を使用する場合は、使用する面積を少なくする

事 例



板壁や瓦などは年月とともに風合いが増します。



石材風の外壁は汚れが目立ちにくく、時間の経過によって風合いが増しています。

5) 照明

◆景観形成の考え方

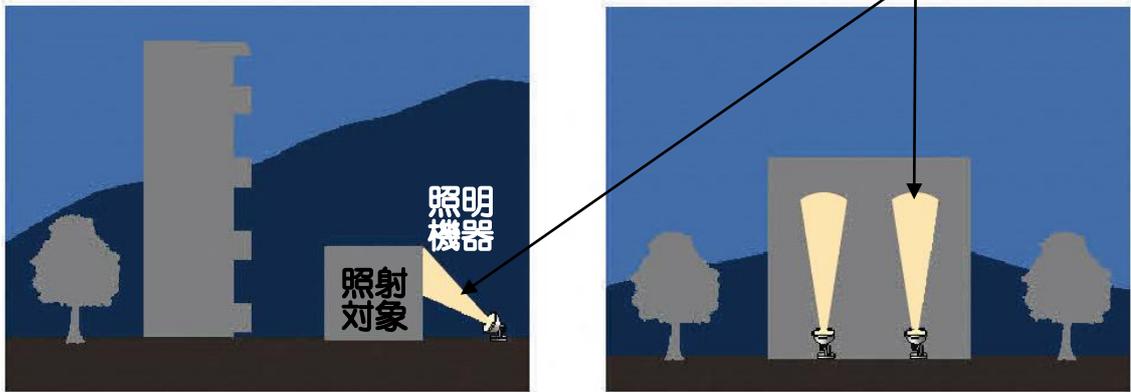
- 茨木市の玄関口にふさわしくなるように、落ち着きがある美しい夜間景観を誘導します。

景観形成基準

- 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
- 商業施設の外部から視認できる照明は、電球色に近い温かみを感じられる色温度を基本とし、魅力ある夜間景観の演出に努める。

手 法

魅力ある夜間景観の演出になるよう、垂直面を意識した照明の方向、色温度（電球色：2800K程度）に配慮する



事 例



開口部から漏れる温かな灯りや植栽のライトアップにより魅力的な夜間景観を演出します。



暖色系のライトアップにより、温かみや安らぎが感じられます。

6) 外構・緑化

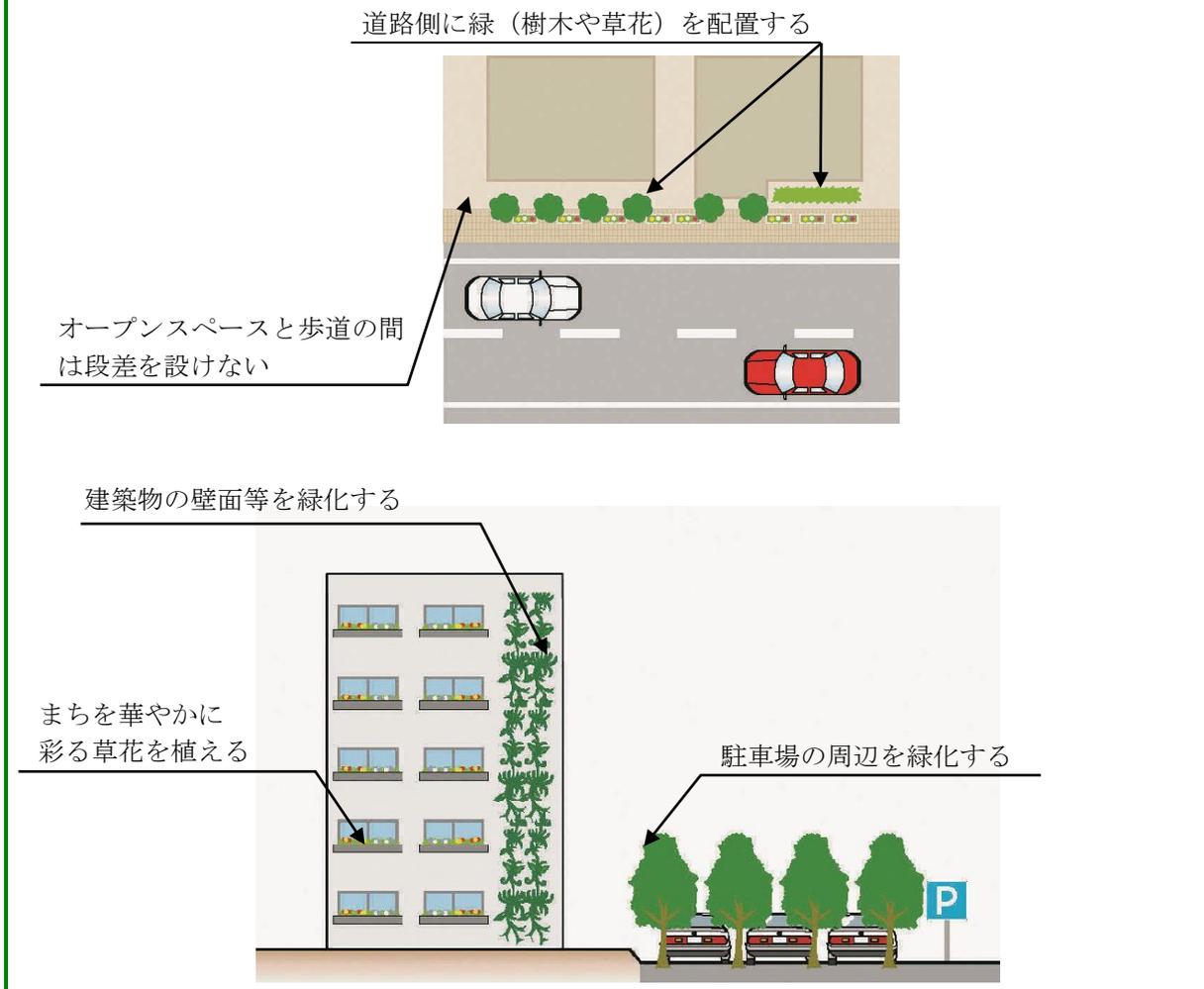
◆景観形成の考え方

- 植栽等により、閉塞感や圧迫感を軽減させるとともに、うるおいある景観を誘導します。

景観形成基準

- 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。
- 建築物は、壁面緑化等によりうるおいある景観の形成に努める。
- 中央通りの沿道では、まちを華やかに彩る植栽の設置等に努める。
- 東西通りの沿道では、緑豊かな景観を形成する植栽の設置等に努める。
- 建築物の前面に配置する駐車場等の周囲は、樹木等により緑化する。
- 駐車場の出入口は、原則として中央通りと東西通りに面して設置しない等、まちなみの連続性に配慮する。
- 建築物等の前面にあるオープンスペースは、歩道との間に段差を設けないように努める。

手 法



事 例



街路樹と一体となった植栽により、落ち着いた空間が形成されます。



立体駐車場の壁面を緑化することで、うるおいが感じられます。



軒先、玄関口、オープンスペース等に植栽を配置することでまちなかにうるおいや華やかさが感じられます。

3.2 工作物

3.2.1 工作物の届出対象行為

建築基準法施行令第 138 条に規定する工作物（広告塔は除く）を新築・増築・改築もしくは移転したり、外観を修繕・模様替え・色彩変更したりする場合、届出が必要です。

3.2.2 工作物の景観形成基準

「にぎわい景観形成地区」での工作物の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.3 工作物の景観形成基準

事項	景観形成基準	解説頁
1)配置、規模、高さ	■良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。	3-14
	■駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードのにぎわい景観形成地区内）の沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。	
2)形態・意匠	■良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。	3-15
	■屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。	
3)色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■明るく賑わいの感じられる色彩（東西通りの沿道では、落ち着きの感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表 4. 5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ■当該基準に適合しない色は、各立面の 1/20 以下とする。 ■ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材料、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記 2 項の限りでない。 	3-16
4)素材	■周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。	3-17
	■反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。	
5)照明	■外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。	3-17
6)外構・緑化	■行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。	3-18
	■駐車場、空地等の周囲は、樹木等により緑化する。	
	■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。	

3.2.3 景観形成基準の解説

1) 配置、規模、高さ

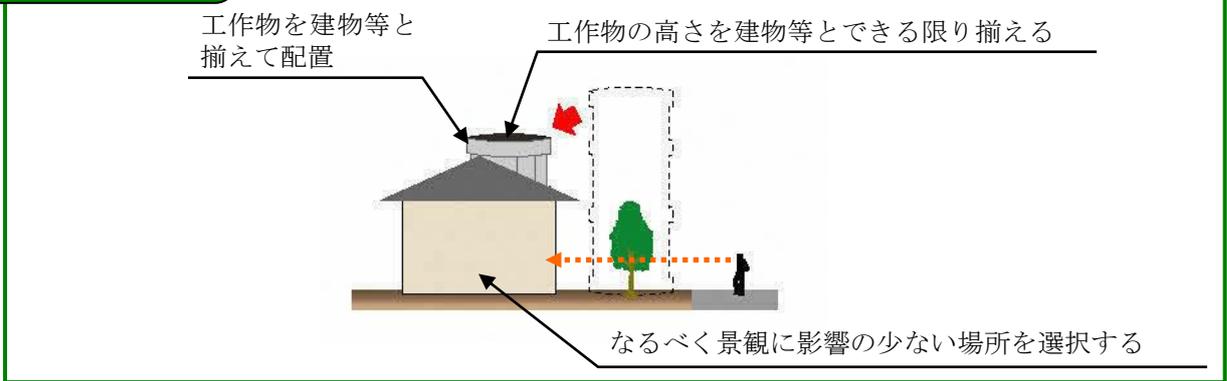
◆景観形成の考え方

- 茨木市の玄関口にふさわしくなるように、工作物の配置、規模、高さを工夫することによって、周辺の建築物と調和した景観を誘導します。

景観形成基準

- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。

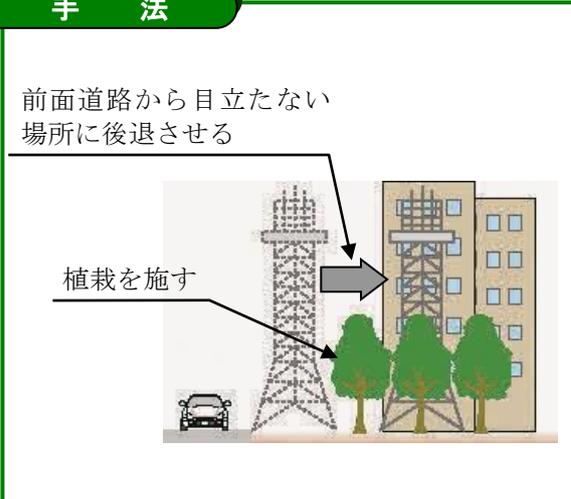
手 法



景観形成基準

- 駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードのにぎわい景観形成地区内）の沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。

手 法



事 例



駐車場を敷地境界線から後退し、植栽を施すことで圧迫感を軽減しています。

2) 形態、意匠

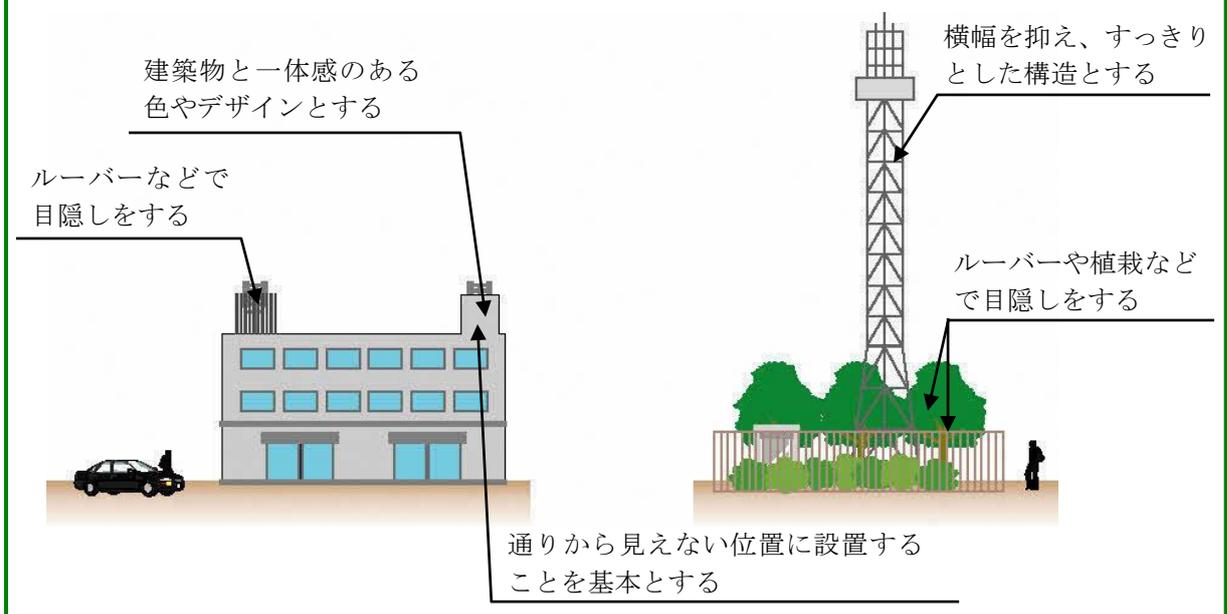
◆景観形成の考え方

- 工作物の形態や意匠を工夫することで圧迫感や単調さを軽減させます。

景観形成基準

- 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。
- 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようにデザインとする。

手 法



3) 色彩

◆景観形成の考え方

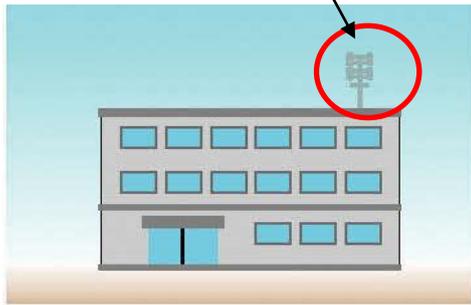
- 茨木市の玄関口にふさわしい、明るさと賑わいがありつつも、周辺の景観との調和が感じられるまちなみを誘導します。

景観形成基準

- 明るく賑わいの感じられる色彩（東西通りの沿道では、落ち着いた感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
- 当該基準に適合しない色は、各立面の 1/20 以下とする。
- ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記 2 項の限りでない。

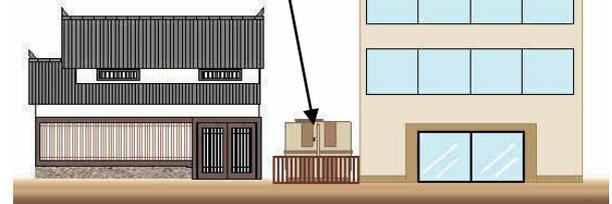
手 法

目立ちにくく、空になじむ
「淡い色」を使用する



空が背景の例

建物が近接する場合には、建物に近い色を使用する



建物が近接する場合の例

4) 素材

◆景観形成の考え方

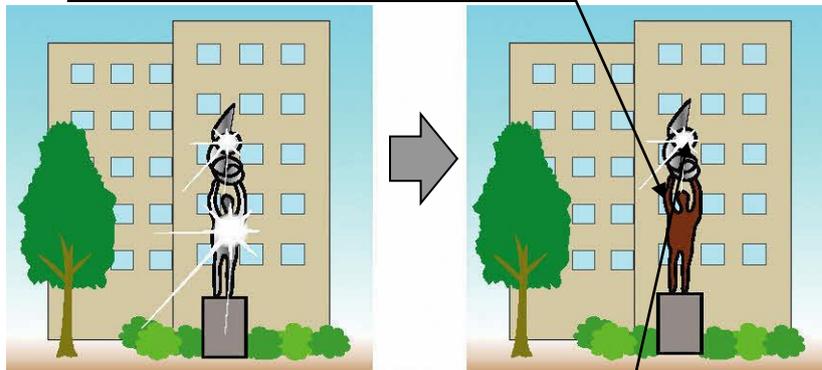
- 耐久性、耐候性が高く美しい素材や、年月とともに風合いの増す素材を使用し、周辺の景観に溶け込むようなまちなみを誘導します。

景観形成基準

- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。
- 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。

手 法

耐久性、耐候性が高く経年により外観の変化しにくい素材を使用する



反射光のある素材を使用する場合は使用する面積を少なくする

5) 照明

◆景観形成の考え方

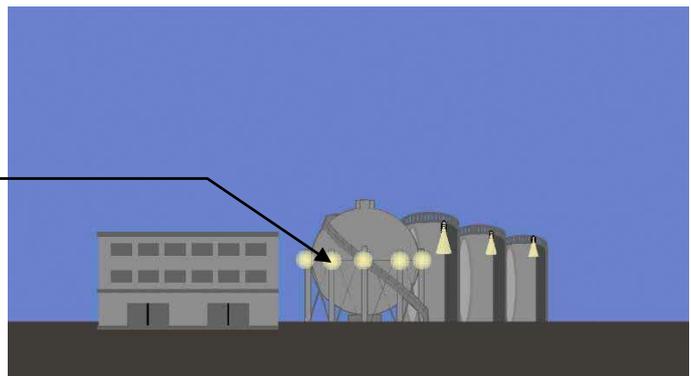
- 茨木市の玄関口にふさわしくなるように、落ち着きがある美しい夜間景観を誘導します。

景観形成基準

- 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。

手 法

過剰な光が周囲に拡散しないよう、照明の配置や方向、光量に配慮する



6) 外構・緑化

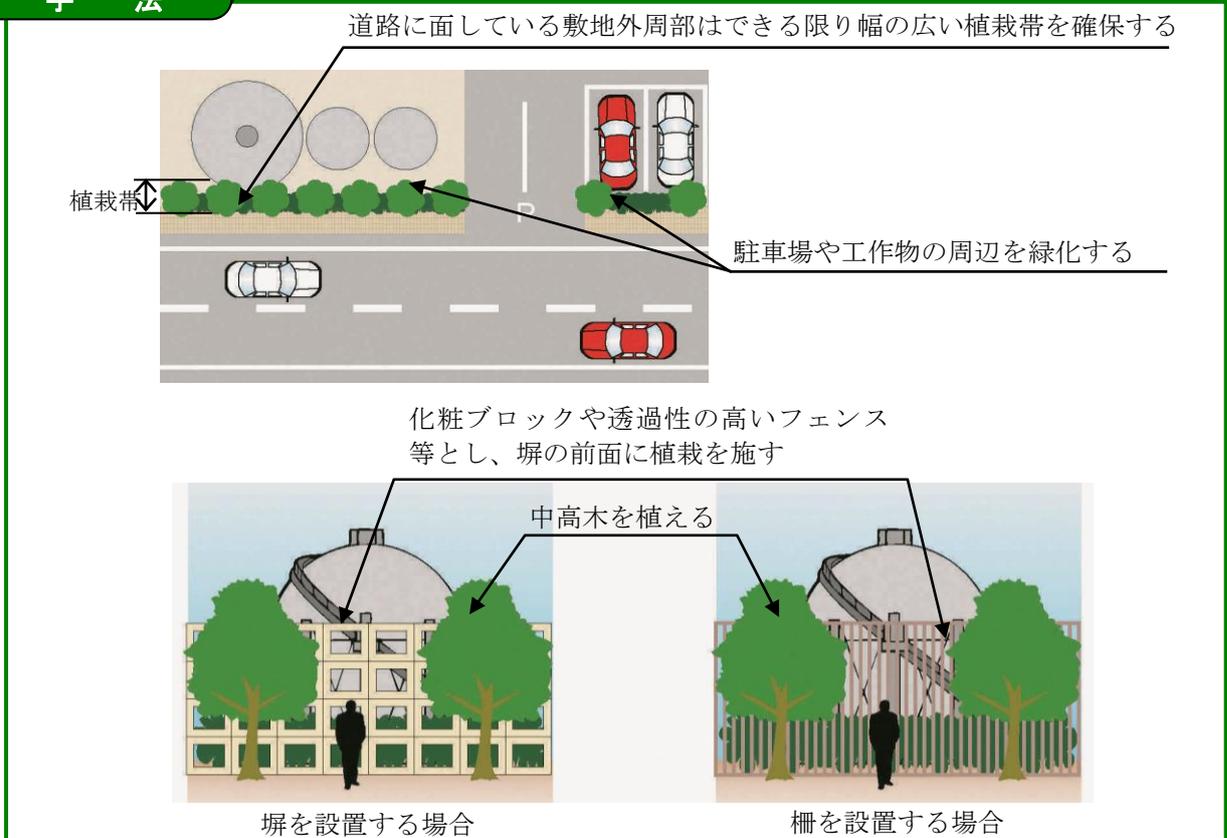
◆景観形成の考え方

- 植栽等により、閉塞感や圧迫感を軽減させるとともに、うるおいある景観を誘導します。

景観形成基準

- 行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。
- 駐車場、空地等の周囲は、樹木等により緑化する。
- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。

手法



事例



植栽や塀等で目隠しすることで、道路から直接工作物が見えないようにしています。

3.3 開発行為

3.3.1 開発行為の届出対象行為

「にぎわい景観形成地区」で都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を行う場合は、すべてにおいて届出が必要です。

3.3.2 開発行為の景観形成基準

「にぎわい景観形成地区」での開発行為の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.4 開発行為の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
■できる限り現況の地形を活かし、地形の変更を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。	3-20
■のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。	
■擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。	
■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表 4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	3-20

3.3.3 開発行為の景観形成基準の解説

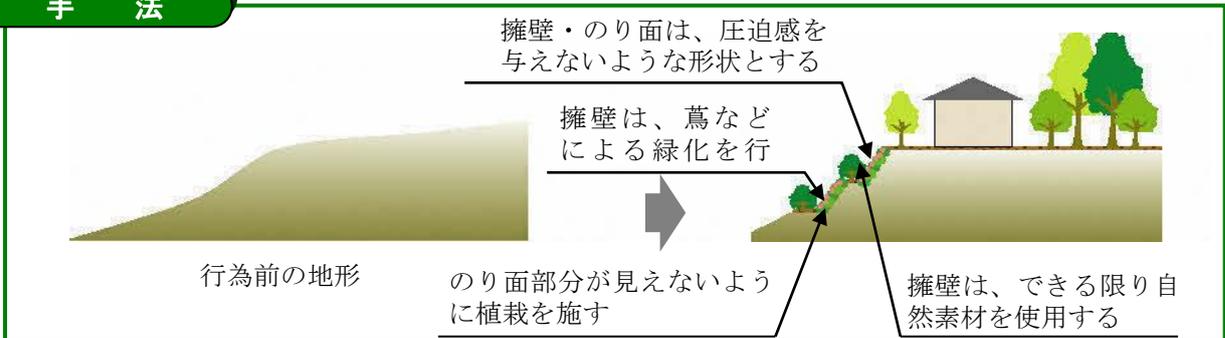
◆景観形成の考え方

- 周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、茨木市の玄関口にふさわしい景観を誘導します。

景観形成基準

- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。
- のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。
- 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。
- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

手 法



事 例



のり面を緑化することで、まちなみにうるおいを創出しています。



擁壁を蔦などで緑化することで、まちなみにうるおいを創出しています。



擁壁に化粧を施したり、自然素材を使用したりすることで圧迫感を軽減しています。



3.4 土地の形質の変更

3.4.1 土地の形質の変更の届出対象行為

「にぎわい景観形成地区」で土地の形質の変更を行う場合は、すべてにおいて届出が必要です。

3.4.2 開発行為等の景観形成基準

「にぎわい景観形成地区」での土地の形質の変更の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.5 土地の形質の変更の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表 4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	3-22
■できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。	
■のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。	
■擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。	
■原則として、行為地周囲の緑化を行う。	3-22

3.4.3 土地の形質の変更の景観形成基準の解説

◆景観形成の考え方

- 周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、茨木市の玄関口にふさわしい景観を誘導します。

景観形成基準

- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。
- のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。
- 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。

- P3-20 参照

景観形成基準

- 原則として、行為地周囲の緑化を行う。

手 法

- もともと植生していたものや、古くから地域に植生している種類など、生態系に合ったものを選定し、植栽する。

3.5 物件の堆積

3.5.1 物件の堆積の届出対象行為

「にぎわい景観形成地区で物件の堆積を行う場合は、すべてにおいて届出が必要です。

3.5.2 物件の堆積の景観形成基準

「にぎわい景観形成地区」での物件の堆積の景観形成基準は以下のとおりです。

表 3.6 物件の堆積の景観形成基準

景観形成基準	解説頁
■道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。	3-24
■高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。	
■行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行う。	
■塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表 4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。	

3.5.3 物件の堆積の景観形成基準の解説

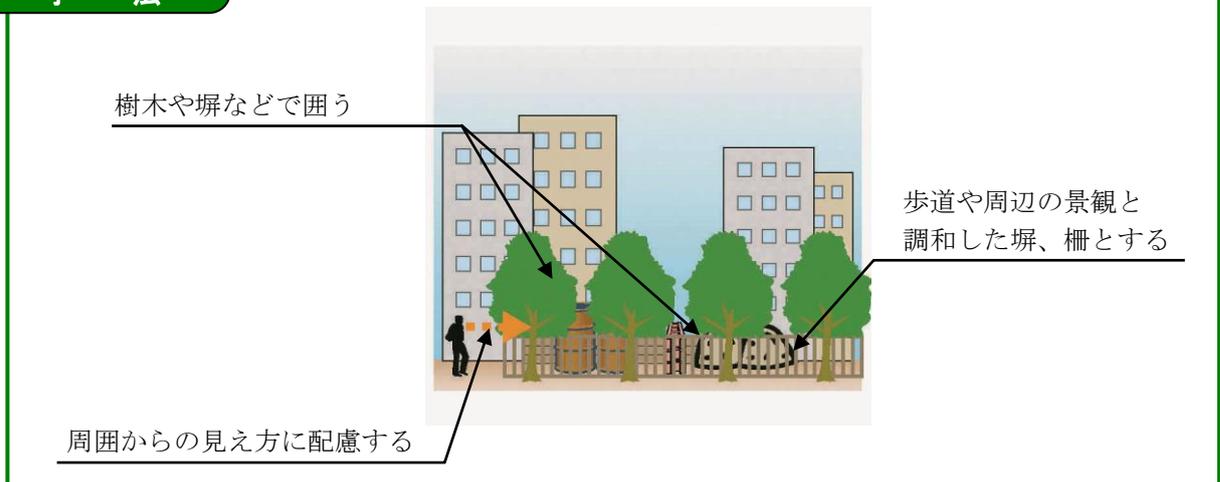
◆景観形成の考え方

- 周辺の景観に与える影響をできる限り少なくし、茨木市の玄関口にふさわしい景観を誘導します。

景観形成基準

- 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。
- 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。
- 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行う。
- 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（表4.5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

手 法



事 例



化粧ブロックと茶系のフェンスで囲うことにより、周辺の景観に配慮しています。

4 参考資料(色彩に関する景観形成基準)

4.1 茨木市での色彩の考え方

茨木市では、色彩について以下の景観形成基準を定めています。

表 4.1 ベースカラーの定義

	定義	図
ベースカラー	<ul style="list-style-type: none"> ベースカラーは、壁等、大きな面積を占める色のことです。 ベースカラーの基準は、景観計画区域、景観形成地区ごとに定められており、その範囲内の色を使用することができます。 	

4.2 茨木市で使用している色彩基準の色見本

色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は、マンセル表色系を用いています。マンセル表色系では、色相、明度、彩度の3つの属性で色を示します。

表 4.2 色彩の定義

	定義	図
色相	<ul style="list-style-type: none"> R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5つに、中間色相の YR、GY、BG、PB、RP を加えた 10 色相に分かれ、各色相について度合いを示す1から10の数字を組み合わせることで表記します。 	
明度	<ul style="list-style-type: none"> 色の明るさの度合いを表し、最も明るくなる場合は白(10)、最も暗くなる場合は黒(0)となります。 	
彩度	<ul style="list-style-type: none"> 彩度は、色の鮮やかさの度合いを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度が高く、くすんだ色ほど彩度が低くなります。 色相によって彩度の最大値が異なり、最も鮮やかな赤は彩度 14 程度になります。 	

出典：大阪府色彩ガイドラインより

4.3 周辺の景観と調和させるための方法

建物自体に複数の色彩を用いる場合、周辺の景観と調和させる場合のいずれの場合にも『調和』させる方法には、黄色系、赤色系などでそろえる「①色相をそろえる」という方法と、同じような明度と彩度でそろえる「②色調をそろえる」という方法があります。

表 4.3 ①色相をそろえる組み合わせ(例)

色彩の系統	色見本							
R(赤)系								
Y(黄)系								
G(緑)系								

表 4.4 ②色調をそろえる組み合わせ(例)

彩度・明度の系統	色見本						
低彩度・高明度							
中彩度・中明度							
低彩度・低明度							

4.4 にぎわい景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

表 4.5 にぎわい景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 明るく賑わいの感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とします。



色相	ベースカラーの範囲	
	彩度	明度
R、Y R	6 以下	3 ~ 9
Y	4 以下	
その他 (無彩色含む)	2 以下	

※明度の基準は大規模建築物・工作物のみ